

電力・ガス取引監視等委員会からの報告徴収に対する報告書の提出について

2024年4月30日

東京電力リニューアブルパワー株式会社

当社は、本日、電力・ガス取引監視等委員会から本年3月28日に受領した「東京電力パワーグリッド株式会社が託送供給等業務で知り得た情報の閲覧事象等について（報告徴収）」に対する調査結果をとりまとめ、同委員会へ提出いたしました。

< 報告概要 >

■ 閲覧内容

当社の一部社員が、東京電力パワーグリッド株式会社（以下、PG）が託送供給等業務で知り得た情報を管理する2つのシステム*において、アクセス権限設定の不備により、閲覧が制限されるべき以降もお客様の情報（住所、氏名、電話番号等）を閲覧していた事実を確認いたしました。

■ 閲覧理由

主に当社の水力発電所立地地域の関係者へ接触するためのお客様情報の確認などで閲覧しておりました。なお、営業活動を目的とした閲覧・利用は確認されませんでした。

■ 再発防止策

本事案の確認後、PG側にて当社社員が当該システムにアクセスできないよう設定を変更（アクセス遮断）しております。

また、今回の事案は、適切なアクセス遮断措置が講じられていなかったことが主な原因であるものの、当社としても一部社員において行為規制上の情報の取扱いに関する認識が十分でなかった点を反省し、社内教育の強化等の再発防止策に取り組んでまいります。

以上

※本事案の対象となるシステム

・お客様接点サポートシステム（CCSS）

お客様と東京電力グループの全ての接点業務において、東京電力グループ対応者が各種契約・対応経緯や留意事項をすべて把握したうえで対応できるよう、お客様に関する情報及び接触情報を集約・統合し対応者へ情報提供するためのシステム

・要請対応システム

お客様から承った東京電力グループに対するご意見・ご要望を東電グループ内担当箇所へ情報連携するとともに、担当箇所の対応状況や結果に関する情報を管理するためのシステム